

株 式 取 扱 規 程

鹿 島 建 設 株 式 会 社

株 式 取 扱 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録又は変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第 4 条 株主は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人の代表者)

第 5 条 株主が法人であるときは、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第 7 条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受ける場所の届出)

第 8 条 外国に居住する株主又はその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受ける場所を定めなければならない。

2 前項の常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受ける場所は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第 9 条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなすものとする。

(登録株式質権者)

第 10 条 登録株式質権者には本章の規定を準用する。

第 3 章 株 主 確 認

(株 主 確 認)

第 11 条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

3 代理人により請求等をする場合は、前二項の手続のほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。

4 代理人についても第 1 項及び第 2 項を準用する。

第 4 章 株主権等の行使手続

(書面交付請求及び異議申述)

第 12 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使手続)

第 13 条 振替法第147条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名又は記名押印した書面により行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第 14 条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第 1 項により当会社が定める分量は次のとおりとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに400字

(2) 議案の要領

各議案ごとに400字

ただし、提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項は各候補者ごとに400字とする。

第 5 章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取り請求の方法)

第 15 条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第 16 条 買取請求の買取単価は、買取請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 17 条 当会社は、前条により算出された買取価格から第20条に規定する手数料を差し引いた額を、当会社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより、買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第 18 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第 6 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 19 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第 7 章 手 数 料

(手 数 料)

第 20 条 第15条の単元未満株式買取請求に係る手数料は、以下の算式により 1 単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式) 第16条に定める買取単価に 1 単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

(円未満の端数を生じた場合には切捨てる。)

ただし、1 単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

第 8 章 総株主通知等の請求に係る正当な理由

(総株主通知の請求に係る正当な理由)

第 21 条 当社が総株主通知を請求することができる場合として、振替法第151条第8項に規定する正当な理由は次のとおりとする。

- (1) 株主に対して、通知をする必要が生じたと取締役会が判断したとき。
- (2) 株主の意思を確認する必要があると判断したとき。
- (3) 大規模買付者が現れたことを会社が把握し、株式保有状況を株主名簿に反映する必要があると取締役会が判断したとき。
- (4) その他取締役会が正当な理由があると判断したとき。

(情報提供請求に係る正当な理由)

第 22 条 当社が情報提供請求をすることができる場合として、振替法第277条に規定する正当な理由は次のとおりとする。

- (1) 大量保有報告書記載の内容について調査が必要であると判断したとき。
- (2) 特定の者が株主として請求等をする旨を会社が確認したとき。
- (3) その他取締役会が正当な理由があると判断したとき。

(改正の経緯)

昭和42年4月1日	制 定
昭和46年1月30日	一部改正
昭和50年1月31日	一部改正
昭和57年10月1日	一部改正
昭和62年1月1日	一部改正
平成4年1月17日	一部改正
1999年10月1日	一部改正
2000年4月1日	一部改正
2000年12月4日	一部改正
2001年10月1日	一部改正
2002年6月27日	一部改正
2003年4月1日	一部改正
2003年6月27日	一部改正
2004年6月29日	一部改正
2006年5月1日	一部改正
2009年1月5日	全部改正
2012年4月1日	一部（第2条, 第12条）改正
2022年9月1日	一部（第4章, 第12条～第22条）改正